

鳥取県立中央病院空調設備保守点検委託業務 共通仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称：鳥取県立中央病院空調設備保守点検委託業務

(2) 履行場所：鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(3) 業務期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 業務仕様

ア 本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書 令和 5 年版（国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修）」（以下「共通仕様書」という。）による。

イ 本仕様書、共通仕様書および契約図書等に定めが無い事項は、施設管理担当者と協議する。ただし、これらの図書に記載の無い事項であっても、対象設備の保守点検上必要な関連事項については本業務に含む。

(5) 対象業務

本業務の対象設備等については「空調設備保守点検委託業務共通仕様書及び特記仕様書」による。

当院の空調設備を十分に熟知した上で、別途の自動制御設備保守点検委託及び機器製造業者と連携した空調設備の総合的な保守管理及び運転調整業務を行うこと。

2 一般共通事項

(1) 業務関係図書等

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- ・ 業務計画書（業務の開始前までに）
- ・ 作業計画書（各作業の開始前までに）
- ・ 緊急対応体制図

(2) 業務の記録

業務の実施にあたっては、次の管理記録書類を整備すること。

- ・ 計画・報告書類
- ・ 作業日誌類
- ・ 点検測定記録等
- ・ 施設管理担当者との打合せ記録簿

(3) 業務体制

本業務の実施に先立ち、それぞれ次の実績及び資格を持つ業務責任者を選任すること。

- ・ 5 年以上の空調設備保全実績があること
- ・ 250 床以上の総合病院の空調設備保全実績があること

また、選任にあたっては、次の事項を証明する書面をもって施設管理担当者に通知すること。なお、これらに変更があった場合も同様とする。

- ・ 業務経歴及び資格を証明する書類
- ・ 受注者との雇用関係を証明する書類

(4) 業務条件

ア 業務の実施期間

前期 契約締結日から令和7年9月30日まで

後期 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

イ 日常点検・保守業務の実施時間帯

なお、実施日は、施設管理担当者と協議する。

平日 8時30分～17時

ウ 定期点検・保守業務の実施時間帯

なお、実施日は、施設管理担当者と協議する。

平日 8時30分～17時

エ 臨時点検・保守業務の実施時間

施設管理担当者の指示によって実施する。

オ その他

施設運営に支障がある等の理由で平日に業務が実施できない場合は、施設管理担当者と協議して休日に実施するものとし、特に実施日、時間等に配慮を要する場所については留意する。

(5) 業務完了通知書、検査及び業務委託料の支払

ア 受注者は、2(4)アに定める期間において、業務完了後10日以内に、業務完了通知書を発注者に提出し、検査を受けること。

イ 前項の検査合格後、受注者は、発注者に対して本業務に係る請求書を提出すること。このとき、発注者は、正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者からの請求にかかる業務委託料を支払うものとする。

(6) 緊急時の対応

委託期間中に当該設備の故障や緊急のトラブルなどが発生し、施設管理担当者から緊急を要する連絡があった場合は、速やか（概ね1時間以内）に適切な一次対応を行い、設備の復旧を行うこと。

(7) 業務の報告

各作業終了後、速やかに次の報告書等を提出する。ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。

- ・ 保守点検業務報告書

(8) 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物は原則として施設に引き渡しとする。

なお、(10) 受注者の負担の範囲に含まれるものについては、受注者の負担とする。

(9) 駐車場の利用

利用できる。利用箇所は施設管理担当者と協議すること。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道、外線電話等の使用にかかる費用負担は無い。

イ 業務の実施に必要な工具、計器、ウエス、潤滑油、養生材、および事務用品等は受注者の負担とする。

(11) その他

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。